

ご存知 ですか？

児童扶養・特別児童扶養・特別障害者・児童福祉の制度 現況届を提出してください

児童扶養手当

○受給できる人

日本国内に住所があり、公的年金を受給していない人(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)で、次の要件のいずれかに該当する児童を養育する母に支給されます。

母がいなかったり、母が養育しない場合には、児童を養育する養育者に支払われます。

- ・母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ・父が死亡した児童
- ・父が重度の障害にある児童
- ・父の生死が明らかでない児童
- ・父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童(認知された児童を含む)

○次の場合は手当が支給されません

児童が・・・

- ・日本国内に住所がないとき
- ・父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき
- ・父に支給される公的年金給付の加算の対象になっているとき
- ・労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき
- ・児童福祉施設等に入所または里親に委託されているとき
- ・母の配偶者(事実上の婚姻関係の場合も含む)に養育されているとき(父に重度の障害がある場合は除く)

母または養育者が・・・

- ・児童を監護していないとき
- ・日本国内に住所がないとき
- ・公的年金を受けることができるとき

○所得制限

手当を請求する本人、その配偶者および扶養義務者の所

児童扶養手当支給額(月額)

区 分	全部支給される人	一部支給される人
児童1人のとき	41,720 円	41,710 円 ～ 9,850 円
児童2人のとき	46,720 円	46,710 円 ～ 14,850 円
児童3人以上のとき	3人目以降1人当たり 3,000 円加算	

※一部支給については、所得額に応じて支給額が決定されます。

得が一定以上の場合は、手当ての一部または全部が停止されます。

○養育費

前年中に受け取った養育費の8割を所得に加算します。

特別児童扶養手当

(月額 1級 50,750 円 / 2級 33,800 円)

○受給できる人

身体または知的・精神に障害を持つ20歳未満の児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している人に支給されます。障害要件・所得制限があります。

○次の場合は手当が支給されません

- ・対象障害児が20歳に達したとき
- ・対象障害児が障害による年金を受けることができるようになったとき
- ・対象障害児の障害の程度が、障害要件に該当しなくなったとき
- ・対象障害児が児童福祉施設などに入所したとき(母子とともに入所する場合を除く)
- ・受給者が対象児童を監護しなくなったとき
- ・受給者・対象障害児が日本国内に住所がないとき

特別障害者手当(月額 26,440 円)

身体または知的・精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上のの人に支給されます。障害要件・所得制限があります。

病院に3カ月以上継続して入院しているとき、施設に入所しているときは支給されません。

障害児福祉手当(月額 14,380 円)

身体または知的・精神に重度の障害があるため、日常生活に介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。障害要件・所得制限があります。

障害による年金の給付を受けることができるとき、施設に入所しているときは支給されません。

※現在、各手当を受給している人の児童扶養手当の現況届は、毎年、8月1日(水)から8月31日(金)までの間に、その他の手当は、8月13日(月)から9月10日(月)までの間に受給者の皆さんが提出してください。

今年も関係書類を送りますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ・提出先

○児童扶養手当に関すること

子育て支援課 または 各総合支所民生課

○その他の手当てに関すること

福祉課 または 各総合支所民生課

老人医療受給者証を持っている人で、次の②または③に該当する人は、申請して認定されると減額認定証が交付され、入院した時に窓口で支払う一部負担金と食事負担が減額されます。既に認定証を持っている人も更新手続きが必要です。※万が一入院する時は、老人医療受給者証などと一緒に減額認定証を忘れずに医療機関に提示してください。入院時の食事負担金などは、下表のとおりです。

老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定申請(更新)の手続きをお願いします

- ①一般、現役並みの所得がある人
- ・入院時の食事負担は1食につき260円

②世帯全員が市民税非課税の場合(区分Ⅱ)

- ・入院時の食事負担は1食につき210円
- ※入院一部負担金は、月に24,600円が限度。
- ※長期入院の場合は、過去12カ月の認定期間内に入院が90日を越えたときは、再度申請すると1食につき160円。

③世帯全員が市民税非課税で、世帯全員の各所得が0円、かつ年金収入が80万円以下の場合(区分Ⅰ)

- ・入院時の食事負担は1食につき100円
- ※入院一部負担金は、月に15,000円が限度。

受付期間 8月1日(水)から随時受け付けますが、更新の申請は8月31日(金)までをお願いします。それ以降は、認定期間が変わります。
認定期間 申請した月の初日から平成20年3月31日まで
受付場所 健康推進課、各総合支所民生課窓口
申請に必要なもの 老人医療受給者証、健康保険証、健康手帳、印鑑、医療機関発行の領収書(8月1日現在長期認定に該当する人)、平成19年1月2日以降転入した人は、所得課税証明書の提出をお願いします

新しい国民健康保険証は届いていますか？
新しい保険証(カード)を7月14日から31日までの間に、郵便局の「配達記録」で該当世帯に送付しました。
留守などで受け取りができなかった世帯の保険証は、8月1日から市役所健康推進課または各総合支所民生課で預かりしていますので、身分を証明できるものと印かんをお持ちの上、受け取りにお越しください。
問い合わせ先 健康推進課国保・医療給付係、各総合支所民生課

する場合があります。
問い合わせ先 健康推進課国保・医療給付係、各総合支所民生課

献血のご協力をお願いします

と き 8月6日(月) 午前9時30分～正午
と ころ 七城多目的研修センター
内 容 400ml 献血

現在、400ml 献血の需要が大変大きくなっています。また、薬を飲んでいる人でも、献血をお願いできる場合もあります。皆さんの温かいご協力をお願いします。

献血の安全性向上のため、運転免許証などの身分証明証による本人確認をお願いしています。また、献血カードを持っている人は、一緒に持参してください。

問い合わせ先

健康推進課健康推進係

7月～8月「愛の血液助け合い運動」の期間です

熊本県では、7月と8月を「愛の血液助け合い運動」期間として、広く県民の皆さんに献血の呼びかけを行っています。

夏場は、長期の休みや暑さにより、献血者が減少することが心配されています。

特に若い人たちにお願いします。“あなたの元気を誰かの元気に”献血にご協力ください。

問い合わせ先 健康推進課健康推進係

みんな、
献血の輪を
広げようよ！

